平成２４年（フ）第６３９号
岡山県赤磐市山陽７丁目２番１―404号
債務者　漆間　淳子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４６号
岡山県倉敷市児島田の口４丁目12番20号
債務者　進藤　一哉
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４号
岡山市北区久米149番地３　柚ノ木コーポ201
債務者　中山　和美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７８９号
神奈川県茅ヶ崎市本宿町７番36号　田園ハイツⅡ103
債務者　木村　隆之
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷２丁目11番31号
債務者　水田　静子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目43番６号　ビレッジ笠間205
債務者　池田　友也
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目43番６号　ビレッジ笠間205
債務者　池田　摩耶（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５号
横浜市南区東蒔田町11番地１　東蒔田斉藤ビル212号室
債務者　渡邉美知子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１号
長野県小諸市甲4070番地16　県住42―15
債務者　関原二三夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９５号
長野県南佐久郡北相木村2154番地６
債務者　溝口　芳夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２５７号
大阪市城東区東中浜２丁目２番24号　403号
債務者　藤原　香代
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０３号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―712号
債務者　谷　美砂緒
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３号
北海道帯広市白樺16条東８丁目19番地　平原荘５号室
債務者　佐々木　純
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４２７号
東京都青梅市野上町３丁目９番地の１霞台第２住宅13―303
債務者　吉池　美雪
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
静岡県浜松市東区原島町429番地　グリーンハイツＢ303号
債務者　狩野すみれ（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係